

ID: 167

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	土砂採取料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁港土砂採取料等徴収条例 第5条		
例 規 番 号	平成17年条例第134号		
【根拠条文】 (土砂採取料等の減免) 第5条 市長は、公用若しくは公共の用又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものの用に供するため土砂採取等をしようとする者その他特別の理由があると認める者に対しては、土砂採取料等を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日